

町田市学校教育関係団体研究事業等補助金交付要綱の一部改正について

1 改正理由

要綱の有効期限を延長するため、改正するものです。

2 改正内容

要綱の有効期限を２０２３年３月３１日限りに改めます。

3 施行期日

２０２０年３月３１日から施行します。

町田市学校教育関係団体研究事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

町田市学校教育関係団体研究事業等補助金交付要綱（2014年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="261 629 347 663">附 則</p> <p data-bbox="185 685 264 719">1 略</p> <p data-bbox="185 741 759 815">2 この要綱は、<u>2023年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="904 629 991 663">附 則</p> <p data-bbox="826 685 906 719">1 略</p> <p data-bbox="826 741 1401 815">2 この要綱は、<u>2020年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、2020年3月31日から施行する。